

件名	愛媛県美術館使用料条例の一部を改正する条例
主管課	文化振興課
根拠法令等	

【改正の概要】

美術館の美術品等の特別利用をするものから使用料を徴収するための改正

別表(第2条、第5条関係)

種別		単位	金額
常設展観覧料		1人1回につき	500円
施設使用料	展示室	1室1日につき	27,820円
	講堂	1日につき	7,400円
	研修室	1日につき	4,430円
	県民ギャラリー	全室使用	1日につき
単室使用		1日につき	14,270円
特別利用料		1点1回につき	5,000円

特別利用・・・美術品等を「閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載」することをいう。

施行日 平成21年4月1日

【その他参考事項】

特別利用料を徴収する旨の規定のある愛媛県の条例

- ・ 愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)第16条(平成20年2月議会)
- ・ 愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)第16条(平成20年2月議会)
- ・ 愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)第16条(平成20年2月議会)

* いずれの条例も、資料1点の特別利用1回につき、5,000円の範囲内で教育委員会が定める額

美術品等の特別利用実績

年度	閲覧		模写・模造		撮影		原版使用	
	件数	点数	件数	点数	件数	点数	件数	点数
平成16年度	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	18(2)	44(5)
平成17年度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	30(3)	43(3)
平成18年度	2(0)	14(0)	0(0)	17(0)	4(0)	33(0)	21(2)	42(2)
平成19年度	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	6(0)	31(3)	167(3)

()は営利目的による特別利用

営利目的の例 有料出版物への利用、企業活動(会社の広報等に利用)における利用

他県等における美術品等の特別利用料の状況

		(上限額)	(特別利用の区分)
・ 栃木県	栃木県立美術館	3,210円	熟覧、模写・模造、撮影
・ 群馬県	群馬県立近代美術館 ほか	4,710円	熟覧、模写・模造、撮影
・ 埼玉県	埼玉県立近代美術館	4,000円	熟覧、模写・模造、撮影、原版使用
・ 富山県	富山県立近代美術館 ほか	4,000円	熟覧、模写・模造、撮影
・ 石川県	石川県立美術館	6,110円	熟覧、模写・模造、撮影、原版使用
・ 山梨県	山梨県立美術館	6,770円	模写・模造、撮影
・ 静岡県	静岡県立美術館	4,000円	熟覧、模写・模造、撮影、原版使用
・ 兵庫県	兵庫県立美術館	3,000円	熟覧、模写・模造、撮影、原版使用
・ 山口県	山口県立美術館 ほか	3,410円	熟覧、模写・模造、撮影
・ 高知県	高知県立美術館	10,300円	熟覧、模写・模造、撮影、原版使用
・ 国	独立行政法人国立美術館	8,750円	熟覧、模写・模造、撮影、原版使用